

時間単価算出のための人件費対象者賃金台帳

EXCEL の賃金台帳シートについて（交付申請チェック）

- 式を壊さず EXCEL 入力するには：列の削除・移動を行わないで下さい。

（具体的には下記）

- ・ 2013 年 4 月から 2014 年 5 月まで入力できる表になっているが、使用する列にのみ入力し、使用しない列を削除せず、空欄のままにしておく。
- ・ 「6 月給与支給→賞与→7 月給与」の順に賞与が支給されていなくても、賞与の位置を動かさない。「12 月給与→賞与→1 月給与」「3 月給与→賞与→4 月給与」も同様。

G 列 : 2013 年 4 月～2013 年 8 月の賞与

N 列 : 2013 年 9 月～2014 年 2 月の賞与

R 列 : 2014 年 3 月～2014 年 5 月の賞与

であれば、正確に計算できる。

賞与の列には給与の列と違う計算式が入っているので、動かさず計算を進めたい。

◇年間総支給額

※それぞれの賃金台帳の期間にあわせ「会社カレンダー」・「年間理論総労働時間算定表」を作成する。

年間総支給額に含むもの・含まないものは正しく分類できているか。

※わからない項目は、給与定等に項目内容が説明されている場合もある。

不明な項目は補助事業者を確認。

<年間総支給額の算定に含む手当等>

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、各種技術手当、特別勤務手当、勤務地手当、賞与等。

※金銭で支給されるもので、実質的に福利厚生的な手当は対象となりません。

<年間総支給額の算に含まない金額>

超過勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、残業手当相当手当、解雇予告手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬等。

（【事務処理の手引き】P38 抜粋）

※標準報酬月は「健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書」を引用する。

申請用の賃金総支給額から算定するのではない。

◇年間法定福利費

料率を過不足なく（該当する項目のみ）入力する。

1 項目につき（例：健康保険）、重複している月（2 行以上に同項目が並ぶ等）や途切れている月がないか確認する。

※賞与の列を動かしている場合は、動かした列前後 1 列はすべてに電卓を入れる。

（式が壊れ、直し忘れ等間違い多発。）

※年間法定福利費は、誤って従業員負担分の料率を入力している場合があるため、事業主負担分を確認する。

※料率の入力漏れが多い。

※介護・雇用保険については年齢により料率入力の要・不要があることに注意しつつ、入力すること。

●介護保険・雇用保険は生年月日で自動的に表示・非表示が行われない為、不要な値は消しておく。

◆雇用保険 昭和 24 年（1949 年）7 月 1 日生まれ

		2013 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
雇用保険		0	0	0	0	0

↑

（2014 年 4 月 1 日時点で 64 歳以上のため、雇用保険の料率は入力しない。）

例1) 2013 年 4 月末現在 38 歳未満なら、賃金台帳の期間内介護保険料を課されることはないため、介護保険料率は入力しない。

注：入力すると、各月に値が入ってしまう。

例2) 2013 年 4 月末現在 38～39 歳で、賃金台帳の期間内に 40 歳になる時、介護保険料率を入力する。すべての月に介護保険料が自動設定される為、不要月については、介護保険料を手作業で消す。

◆介護保険 昭和 48 年（1973 年）7 月 1 日生まれ

		2013 年 4 月	5 月	6 月	7 月	...
介護保険	7.75	3,178	3,178	3,178	3,178	...

↑

（生年月日で自動判定しないため、
介護保険料率を入力する）

自動計算

削除もしくは 0 を入力

◆介護保険 昭和 49 年（1974 年）5 月 10 日生まれ

		2013 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
介護保険		0	0	0	0	0

↑

（賃金台帳作成期間 2013 年 4 月～2014 年 3 月に 40 歳にならない為、
介護保険の料率を入力しない。）

参考：事業主負担分の料率の調べ方

業主は毎月給与から社会保険料を控除しているため、料率を把握しているのも不明点は、給与計算担当者・総務部門に確認してもらうのがベスト

1. 健康保険について

- ・協会けんぽですか？→（１）へ
- ・健保組合ですか？ →（２）へ
- ・わからない場合

「健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書」の写しを見て、

決定後の標準報酬月額（健保）欄に

- ・標準報酬月額が記載されている場合は、協会けんぽに加入→（１）へ
- ・標準報酬月額が空欄の場合は、健康保険組合に加入 →（２）へ

提出元 I D

事業所整理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書					
被保険者 整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額 (健保)	標準報酬月額 (厚生)	
1			第一種	H24.09	150千円	150千円	
9			第二種	H24.09	1210千円	620千円	
16			第一種	H24.09	300千円	300千円	
27			第一種	H24.09	280千円	280千円	
32			第一種	H24.09	300千円	300千円	
33			第一種	H24.09	280千円	280千円	
34			第一種	H24.09	300千円	300千円	
41			第一種	H24.09	320千円	320千円	
42			第二種	H24.09	200千円	200千円	
45			第一種	H24.09	098千円	098千円	
46			第二種	H24.09	200千円	200千円	

郵便番号

事業所住所

事業所名称

事業主氏名

平成24年4月18日
上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構理事長（前戸）

(1) 協会けんぽの場合（全国一律ではなく、県ごとに違うので注意！）

「健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書」の写しを見て、
右下の「日本年金機構理事長（〇〇）」の「〇〇」が愛知県内なら、

- ・平成24年3月～：「49.85／1000」（事業主負担分の料率）

平成26年3月分まで変動なし

愛知県以外なら、協会けんぽのホームページから該当年月・該当県の料率を調べる

協会けんぽ 加入者のみなさま 船員保険 加入者のみなさま

ホーム 申請書ダウンロード 健康保険ガイド 健康・保険指導のご案内 お立ち回り情報 よくあるご質問 協会けんぽについて

申請書ダウンロード
申請書を選択してください

都道府県支部ページへ
都道府県支部を選択してください

病気やケガをしたとき
こんなときどうする

保険証を提示して治療を受けるとき
療養の給付

医療費が高額になりそうとき
高額療養費認定

高額な医療費を支払ったとき
高額療養費

病気やケガで会社を休んだとき
傷病手当金

医療費の全額を負担したとき
療養費

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

協会けんぽについて

- 協会けんぽとは
- 事業計画及び予算
- 事業報告及び決算
- 保険者機能強化アクションプラン(第二期)
- 通算委員会

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ
平成26年度の健康保険料率は据え置きますが介護保険料率が上がります
詳しくはこちら
第1回 協会けんぽ調査研究報告会

インターネットサービス

- 自分の医療費を知る
- 健診データのダウンロード
- 健診のお申し込み
- 電子申請

サービスのご紹介

都道府県ごとの保険料率

協会けんぽ 加入者のみなさま 船員保険 加入者のみなさま

ホーム 申請書ダウンロード 健康保険ガイド 健康・保険指導のご案内 お立ち回り情報 よくあるご質問 協会けんぽについて

健康保険ガイド

- 病気やケガをしたとき
- こんなときどうする
- 健康保険について
- 保険料率
- 都道府県別の保険料率
- 都道府県別の保険料額表
- 平成26年度保険料額表
- 平成25年度保険料額表
- 平成24年度保険料額表
- 平成23年度保険料額表
- 平成22年度保険料額表
- 平成21年度保険料額表

現在位置: 全国健康保険協会 > 健康保険ガイド > 保険料率 > 都道府県別の保険料額表 > 平成26年度保険料額表 > 平成26年度保険料額表

平成26年度保険料額表

必要年度を選択の後、該当県を選択
被保険者の方の健康保険料額(平成26年3月~)

平成26年02月20日

北海道・東北 [北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島]
関東 [茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川]
甲信越・北陸 [新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野]
東海 [岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重]
近畿 [滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山]
中国 [鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口]
四国 [徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知]
九州・沖縄 [福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄]
[Excel 都道府県別]

※特定、算定保険料率については、こちらをご覧ください。

例.「岐阜県」の場合

事業主と従業員は（健康保険は）折半なので、

「(岐阜県の事業主負担分の料率は) $9.99\% \div 2 = 4.995\%$ 」

例:「岐阜県」の場合

平成25年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:平成24年3月分～適用
・介護保険料率:平成24年3月分～適用
・厚生年金保険料率:平成25年9月分～平成26年8月分適用
・児童手当拠出金率:平成24年4月分～適用

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		市内員・船員	
					9.99%		11.54%		17.120%※		17.440%※	
等級	月額	日額	円未満	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930		円未満 63,000	5,794.2	2,897.1	6,693.2	3,346.6				
2	68,000	2,270		63,000 ~ 73,000	6,793.2	3,396.6	7,847.2	3,923.6				
3	78,000	2,600		73,000 ~ 83,000	7,792.2	3,896.1	8,901.2	4,450.6				
4	88,000	2,930		83,000 ~ 93,000	8,791.2	4,395.6	10,135.2	5,067.6				
5(1)	98,000	3,270		93,000 ~ 103,000	9,790.2	4,895.1	11,309.2	5,654.6	16,777.60	8,388.80	17,091.20	8,545.60
6(2)	104,000	3,470		103,000 ~ 107,000	10,389.6	5,194.8	12,001.6	6,000.8	17,804.80	8,902.40	18,137.60	9,068.80
7(3)	110,000	3,670		107,000 ~ 114,000	10,989.0	5,494.5	12,694.0	6,347.0	18,832.00	9,416.00	19,164.00	9,582.00

※重要: この書類の下部に計算方法が詳細に書かれている。

(2) 健保組合の場合

健保組合から事業主負担の料率がわかる資料を受け取っているはず。補助事業者の手元になれば取り寄せて提出してもらう。

2. 厚生年金保険について

・厚生年金基金に加入していますか？

- ・加入していない→（１）へ
- ・加入している →（２）へ

・わからない場合

「健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書」の写しを見て、

・種別が「特例第一種」「特例第二種」の場合は、基金に加入 →（２）へ

・種別が「第一種」「第二種」の場合は、基金に加入していない→（１）へ

提出元 I D

事業所整理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書					
被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額 (健康)	標準報酬月額 (厚生)	
1			第一種	H24.09	150千円	150千円	
9			第二種	H24.09	1210千円	620千円	
16			第一種	H24.09	300千円	300千円	
27			第一種	H24.09	280千円	280千円	
32			第一種	H24.09	300千円	300千円	
33			第一種	H24.09	280千円	280千円	
34			第一種	H24.09	300千円	300千円	
41			第一種	H24.09	320千円	320千円	
42			第二種	H24.09	200千円	200千円	
45			第一種	H24.09	098千円	098千円	
46			第二種	H24.09	200千円	200千円	

（１）基金には加入していない場合（厚生年金保険の料率は全国一律）

- ・平成 24 年 9 月～平成 25 年 8 月：
「83.83／1000」（事業主負担分の料率）
- ・平成 25 年 9 月～平成 26 年 8 月：
「85.60／1000」（事業主負担分の料率）

（２）基金に加入している場合

基金から事業主負担の料率がわかる資料を受け取っているはず。補助事業者の手元になければ取り寄せて提出してもらう。

厚生年金基金と厚生年金の料率の合計で入力するのではなく、厚生年金と厚生年金基金を分けて入力して欲しい。

<ポイント>

- ・賞与と給与で料率が違う場合も多い。賞与時、給与時がわかる形で料率をもらう。
- ・加算適用・非適用がある場合もある。加算適用・非適用の条件がわかる形でもらう。
- ・「基金と厚生年金の料率を合計したもの」ではなく、基金部分、厚生年金部分を個別に把握できる形で料率をもらう
- ・賃金台帳の期間を網羅するように料率をもらう。

※基金等の料率がわかる資料が必要（賃金台帳の期間を網羅するように）

平成25年9月1日から適用

・厚生年金保険は平成25年9月1日改正

・厚生年金基金は平成10年4月1日改定

※合計ではなく、年金事務所・基金、それぞれの料率が必要。

※加算適用者と加算非適用者が分かれている場合も多い。その場合、従業員がどちらに該当するかもみる。

【注意事項】

- 《基

1. 基金年金(加算適用者(ア))…下記2.の加算非適用加入員以外の加入員を加算適用加入員という。

《内說》

20.0/1000	20/1000	15.5/1000	1.0/1000	1.0/1000	39.5/1000
-----------	---------	-----------	----------	----------	-----------

2. 基金掛金(加算非適用者(イ))…次の①～④に該当する加入員を加算非適用加入員という。

- ①65歳以上の加入員 ②62歳の到達月を超えて資格取得した加入員
③60歳以上82歳の到達月までの間に資格取得(雇託等の再雇用も含む)した加入員で、事業主が加算非適用と選択した者
(ただし、令和4年4月1日現在に於いて、社会保険給付権を有しないものとする。)

- ④平成15年4月1日改正時に60歳以上で、農業の受給権を取得している加入員
(内訳) 基本補償年金 初老補償年金 特別年金 初老特別年金 専任者給

(附註)

20.0/1000	—	15.5/1000	—	1.0/1000	36.5/1000
-----------	---	-----------	---	----------	-----------

5. 月見野果類について / 堀江・加藤・佐藤 (1971)

厚年(年金事務所分)は、本人・事業主とも全額免除となります。

基本は、高卒生のみ195,000円(加算振替金+振替振替金+加算振替振替金+高卒費振替金)の負担があります。

- （賣与支給時の計算）

1. 賞与等一時金が支給された場合は、上記【賞与の保険料率】の料率で保険料を算出してください。

- ④算出の税金総額から1,000円未満を切り捨て

- ①貸与の総支給額から②以内未満を切り捨てる。 ②上記【貸与の保険料率】欄の料率を掛ける。

3. 賞金の課税料・税金の計算における賞金額の上限
 厚生・基金は、支給1回につき(同一月に2回以上支給)

※本年・決算は、支給1回につき1回一月に2回以上支給があつた場合は計算して150万円です。

※賞与の料率がちがう場合も多い。賞与がある従業員が対象なら、賞与時の計算方法も必須。

3. 介護保険

健康保険は

- ・協会けんぽですか？→（１）へ
- ・健保組合ですか？ →（２）へ

（１）健康保険が協会けんぽの場合

（注意：介護保険の料率は協会けんぽでは全国一律）

協会けんぽの事業主負担分の介護保険料率は、次のとおりとなります。

【一般被保険者】

- ・平成 24 年 3 月（5 月 1 日納付期限分）～平成 26 年 2 月：
「7.75／1000」（事業主負担分の料率）
- ・平成 26 年 3 月（4 月 30 日納付期限分）～：
「8.60／1000」（事業主負担分の料率）

（２）健康保険が健保組合の場合

健保組合から事業主負担の介護保険の料率がわかる資料を受け取っているはず。

補助事業者の手元になければ取り寄せて提出してもらう。

4. 雇用保険

「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」または「労働保険料等納入通知書」から雇用保険料率（労働者負担分＋事業主負担分）を調べる。**(※年度に注意！)**

下表を参考に、事業主負担分を調べ、賃金台帳に入力する。

(※事業主と労働者は折半ではない！)

平成 24 年度・25 年度・26 年度の雇用保険料率は同じ

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5／1000	8.5／1000	13.5／1000
農林水産 清酒製造の事業	6／1000	9.5／1000	15.5／1000
建設の事業	6／1000	10.5／1000	16.5／1000

(厚生労働省：雇用保険料率表より抜粋)

5. 労災保険（会社ごとに労災保険料率は異なる）

「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」または「労働保険料等納入通知書」から労災保険料率（労働者負担分＋事業主負担分）を調べる。

(※2年度分書かれているため、確定保険料率を適用する)

労災保険は全額事業主負担に注意して賃金台帳に入力する。

6. 児童手当拠出金

- ・平成 24 年 4 月（5 月 31 日納期限）～：「1.5／1000」

児童手当拠出金は全額事業主負担に注意して賃金台帳に入力する。